

第7回太子町農業委員会総会議事録

令和6年7月

太子町農業委員会

議 事 録

開催日時 令和6年7月22日(月)午前9時30分

開催場所 太子町役場行政棟3階ホール

出席委員 農業委員(14名)

- | | | |
|-------|-----|----|
| 1番委員 | 赤松 | 光男 |
| 2番委員 | 前田 | 俊春 |
| 3番委員 | 新 | 多恵 |
| 4番委員 | 大西 | 正美 |
| 5番委員 | 山田 | 幸雄 |
| 6番委員 | 森川 | 徹夫 |
| 7番委員 | 塚本 | 芳文 |
| 8番委員 | 朝生 | 憲敏 |
| 9番委員 | 倉橋 | 輝明 |
| 10番委員 | 塚原 | 栄一 |
| 11番委員 | 檜皮 | 由美 |
| 12番委員 | 長谷川 | 秀人 |
| 13番委員 | 松本 | 雅邦 |
| 14番委員 | 廣岡 | 正義 |

農地利用最適化推進委員(7名)

- | | |
|-----|----|
| 北川 | 智一 |
| 首藤 | 俊彦 |
| 八木 | 正実 |
| 佐々木 | 茂美 |
| 菅原 | 清隆 |
| 玉田 | 隆良 |
| 森川 | 明久 |

農業委員会事務局職員

- | | | |
|------|----|----|
| 事務局長 | 栗岡 | 秀成 |
| 事務局員 | 横田 | 大輔 |
| 事務局員 | 藤澤 | 寛将 |

事務局 定刻になりましたので、第7回太子町農業委員会定例総会を開始します。

議長 長 本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、農業委員 14 名、推進委員 7 名です。太子町農業委員会会議規則第 6 条に定められている定足数に達しておりますので、会議は成立していることを宣言します。それでは、これより第 7 回農業委員会総会を開会します。

議 長 議事録署名委員については太子町農業委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、14 番廣岡正義委員及び 1 番赤松光男委員を指名します。

議 長 今月の報告事項は 2 件となります。報告内容につきましては、今月開催しました各地区別農業委員会にて事務局より説明を受けておりますので、本日は割愛します。

議 長 それでは審議事項に入ります。本日の審議案件は、3条申請4件、5条申請が1件、農用地利用集積計画の決定について、となります。

議 長 まず、3条申請について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：49、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町岩見構[REDACTED]、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：170 m²、譲受人：[REDACTED]、譲渡人：[REDACTED]となっています。

譲受人は申請地の 170 m²の農地で露地野菜を栽培されています。耕作機械については、耕耘機を 1 台所有されています。また年間従事日数についても、200 日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

家原委員 譲渡人の[]さんは70歳の会社員で、現在京都府長岡京市に住所があります。

週に1回程度、太子町の実家に帰ってきておられますが、実家では、お母さん1人が住んでおられ、90歳を超え、ご高齢のため、田畑の管理はできません。申請の土地につきましても、現在まで譲受人の[]が畑として、借りて野菜を作っておられます。

譲受人の[]さんですが、農作業の経験につきましては、幼少期から親の

手伝いのため、農業に従事しておられ、50年近い経験があります。

農機具につきましても、耕運機、草刈り機などを所有されており、申請地もご自宅の前にあり、効率的に作業できると思います。

以上のことから、宜しくご審議願います。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：50、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町太田 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：185 m²、太子町太田 [REDACTED]、登記地目：田、現況地目：田、面積：188 m²、譲受人： [REDACTED]、譲渡人： [REDACTED] となっております。

譲受人は太子町内で 2,283 m²の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター1台を所有されています。

また農作業従事日数についても、180日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

赤松委員 申請地は、随分昔から、譲受人さんが畑をされておりました。また、綺麗に管理されておられ、熱心にされているので、色々な作物を作っておられます。

これまでは、下限面積の要件があったため、所有権移転に至らなかったようです。

私が知らない、生まれる前から譲受人がずっと借りてされてまして、申請地以外の農地も、譲受人から借りられておられましたが、それを昨年に全部を譲渡人へ返却されてまして、申請地の畑だけは自分がずっと耕作してきたこともあり、耕作を続けたいということで譲渡人とお話されて購入されたというような経過でございます。

親から継いでずっと熱心に畑を耕作されておられましたし、3条申請ですので、これまでと同じような形で耕作していかれると思います。

以上のことから、宜しくご審議お願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：51、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町原■■■■■■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：265㎡、譲受人：■■■■■■■■■■、譲渡人：■■■■■■■■■■となっております。

譲受人は申請地の向かいで土木会社を経営されており、ガーデニングなども手掛けております。耕作機械については、耕耘機、草刈機、軽トラックを所有されています。

また農作業従事日数についても、170日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

廣岡委員 申請地は原地区の集落から西側端から450m、町道原・勝原線の北側に位置しています。

譲受人の■■■■さんは、姫路市網干区に住所がありますが、申請地の道路を挟んで向かいで土木会社を営んでいます。譲渡人の■■■■さんは原地区在住で、お子さんは実家には戻らないため、資産の整理をしている際中とのことです。

当初、■■■■さんから会社の前にある■■■■さんの所有する雑種地（竹やぶ）を譲ってほしいという話をした際に、今回の申請地も一緒に売買することで話がまとまったようです。竹やぶの土地の売買は別途進めているとのことです。

現在、譲渡人が畑に作付けしている菊芋を収穫でき次第、耕作権を移すとのこ

とです。申請地の畑や竹やぶの境界の確認は譲渡人、譲受人、隣接土地地権者で確認済みです。

農業委員の私からも申請地は、農用地区域のため、今後、駐車場へ農地転用はできない旨伝え、理解を得ています。

現在、■■■さんは息子さんに会社経営を任せており、会社に勤めながら、耕作ができる環境にあり、耕作権の異動後、本格的に畑として耕作していく予定で、周辺の農地への影響もないとのことでした。

以上のことから、宜しくご審議をお願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：52、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法3条申請（所有権移転）、農地の所在：太子町老原■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,143㎡、太子町老原■■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：1,141㎡、太子町老原■■■■■、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：661㎡、譲受人：■■■■■、譲渡人：■■■■■となっております。

譲受人は太子町内で3,097㎡の農地を耕作されています。耕作機械については、トラクター、コンバイン、田植機を各1台ずつ所有されています。

また農作業従事日数についても、150日従事されていることを確認しています。

事務局からの説明は以上になります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

松本委員 申請地は先ほど事務局が言われましたとおり、老原■■■■■、老原■■■■■、老原■■■■■です。老原■■■■■は、福祉会館の南に位置して、ふれあい農園として利用しています。ふれあい農園について、町と令和8年3月31日まで契約

しておりますので、契約期間内は、ふれあい農園として残すことを条件とした売買されています。

老原 ■■■■ ですが、もう既に譲受人の ■■■■ さんが借りて稲作をされている状況です。老原 ■■■■ は、畑ですが、ここも近所の方に貸しておられます。

譲渡人の ■■■■ さんは、住所は老原となっておりますが、生まれが老原で、嫁いで東京の方に住んでおられました。■■■■ さんの両親が亡くなられて、実家が空き家になるとのことで、東京都と老原を行き来する形で生活されておりましたが、去年の8月に東京の家を改築され、今後東京に住むということです。

■■■■ さんは財産整理として、家、土地を含めて売却したいということを相談されていたところ、今回、譲受人の ■■■■ さんが欲しいということで売買が成立しています。

譲受人の ■■■■ さんは、現在 40 歳です。親の田を耕作したり、令和 4 年にも個人で農地を購入するなど、とても意欲的な方です。今後、もっと農業がしたいということで、そういう要望も含めて今回、■■■■ さんの田畑を購入されたという経緯です。

あと圃場整備計画の中で、申請地は対象の土地で、譲渡人の ■■■■ さんは圃場整備に賛同を得ていますが、譲受人の ■■■■ さんに所有権が移っても、■■■■ さんは賛同されることを確認しています。

以上のことから、宜しくご審議お願いします。

議 長 ただいまの事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 ないようですので、この案件について、許可することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、許可すると決定します。
次の案件に入ります。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：53、区域区分：市街化調整区域、申請内容：農地法 5 条申請（使用貸借権設定）、農地の所在：天満山 ■■■■、登記地目：田、現況地目：畑、面積：705 m²、太子町天満山 ■■■■、登記地目：田、現況地目：田、面積：99 m²、譲受人：■■■■、譲渡人：■■■■、転用目的：露天資材置場及び露天駐車場用敷地となっております。

申請地は住宅が連たんする区域に近接しており、農地の規模が概ね10ha未満のため、第2種農地と判定される見込みです。

なお、転用目的が露店駐車場用地であるため、都市計画法等の手続きは不要です。事務局からの説明は以上となります。

議 長 担当委員は説明をお願いします。

菅原委員 申請地は天満山地区の南の町道沿いに面しており、登記地目は田で、現況は畑となっています。

所有者の■■■■さんは、下太田在住で、申請地以外に田と畑を2反ほど所有されています。

■■■■さんは夫婦で耕作されていましたが、何年か前に■■■■さんの奥さんが自転車で転倒されてから、耕作が困難な状況となっております。

そういうことがありまして、同じ地区内にある■■■■さんがちょうど資材置場を探しておられて今回の申請に至っております。

以上のことから、宜しくご審議をお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。

ただいまの担当委員並びに事務局の説明で何か質問ご意見はございますでしょうか？

松本委員 地区別農業委員会でも質問させてもらったけども、申請地は道路とフラットになっていて、転用しているように見えるのですが、その経緯等説明いただけますか。

事務局 申請地は平成30年に果樹園をしたいということで■■■■さんが3条申請で農業委員会の総会を経て取得されています。

その後、畑地に転換する届出を平成31年3月に町の方に出して盛土し、果樹園をされていましたが、鹿に食べられたりして、果樹園が上手くいかなくなって現在の状況になっています。

ですので、もともと天満山■■■■については、天満山■■■■より地が下がっていたので、土を入れて、同じ高さに平成31年当時に地上げしています。

天満山■■■■については、平成30年取得時と変わらず、接道している北側道路と地続きとなっており、地上げをしているわけではありません。

議 長 はい、ありがとうございます。

畑地転換の届出をした上で、盛土して、現在に至っているということで、無断

で盛土してるわけではないということです。

何か補足ありますか。

事務局 本申請があった時、一部農地として判断できない部分があったので、指導し、是正させたという経緯を補足として申し添えます。

議 長 ただいまの、事務局及び担当委員の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、兵庫県に進達することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、兵庫県に進達すると決定します。
続きまして、農用地利用集積計画の決定について審議します。事務局は説明をお願いします。

事務局 受付番号：54、農用地利用集積計画の策定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。太子町長より令和6年6月28日付で農用地利用集積計画の決定を求められています。

申請総数：5筆、3,932㎡、権利種別：使用借権5筆、3,932㎡、利用権の設定：新規5筆、3,932㎡、設定期間：8年5筆、3,932㎡です。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上となります。

議 長 ただいまの、事務局の説明について、質問、意見等ございますか。

委員一同 (質問・意見なし)

議 長 この案件について、農用地利用集積計画を原案どおり決定することとしてよろしい方は挙手願います。

委員一同 (挙手多数)

議 長 賛成多数でございますので、農用地利用集積計画を原案どおり決定します。

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了しました。
これをもって、第7回太子町農業委員会総会を閉会します。

太子町農業委員会会議規則第 13 条 2 の規定により署名する。

太子町農業委員会

議 長
(会 長)

前田俊春

議事録署名委員
(14 番廣岡正義委員)

廣岡正義

議事録署名委員
(1 番赤松光男委員)

赤松光男